

区長報告第15号

損害賠償請求訴訟事件に係る和解について

1 訴訟の概要

- (1) 出訴日 平成30年6月8日
- (2) 当事者 原告 ザ・ハウス南麻布管理組合
被告 港区
被告 三東運輸株式会社
被告 個人（三東運輸株式会社従業員）
- (3) 請求の趣旨 損害賠償として1,174万410円及びこれに対する平成29年4月17日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める。

2 事件の概要

平成29年4月17日、区のペットボトル集積所回収運搬業務を受託している東京都環境衛生事業協同組合港区支部の組合員である三東運輸株式会社（以下「事業者」といいます。）所有の事業用中型貨物自動車は港区南麻布五丁目2番5号のマンション（以下「本件マンション」といいます。）の地下駐車場出入口に設置されたシャッターを破損した事故により発生した損害について、本件マンションの管理組合（以下「管理組合」といいます。）、事業者及び区は、交渉を重ねてきましたが、解決に至らなかったため、管理組合は、事業者、事業者の従業員である個人（以下「従業員」といいます。）及び区に対し損害賠償を求めて、平成30年6月8日、東京地方裁判所に訴訟を提起しました。

その後、審理が行われてきましたが、今般、同裁判所から和解勧告がなされたので、和解により本件事件の解決を図ることとしたものです。

3 訴訟の経緯

- ・ 訴状到着 平成30年7月 9日
 - ・ 第1回 平成30年8月28日
 - ・ 第11回 令和元年10月11日
 - ・ 第12回 令和元年11月 8日
- } 口頭弁論（訴状・答弁書陳述）
} 弁論準備手続（準備書面陳述等）
} 和解勧告、和解協議
} 和解（専決処分）

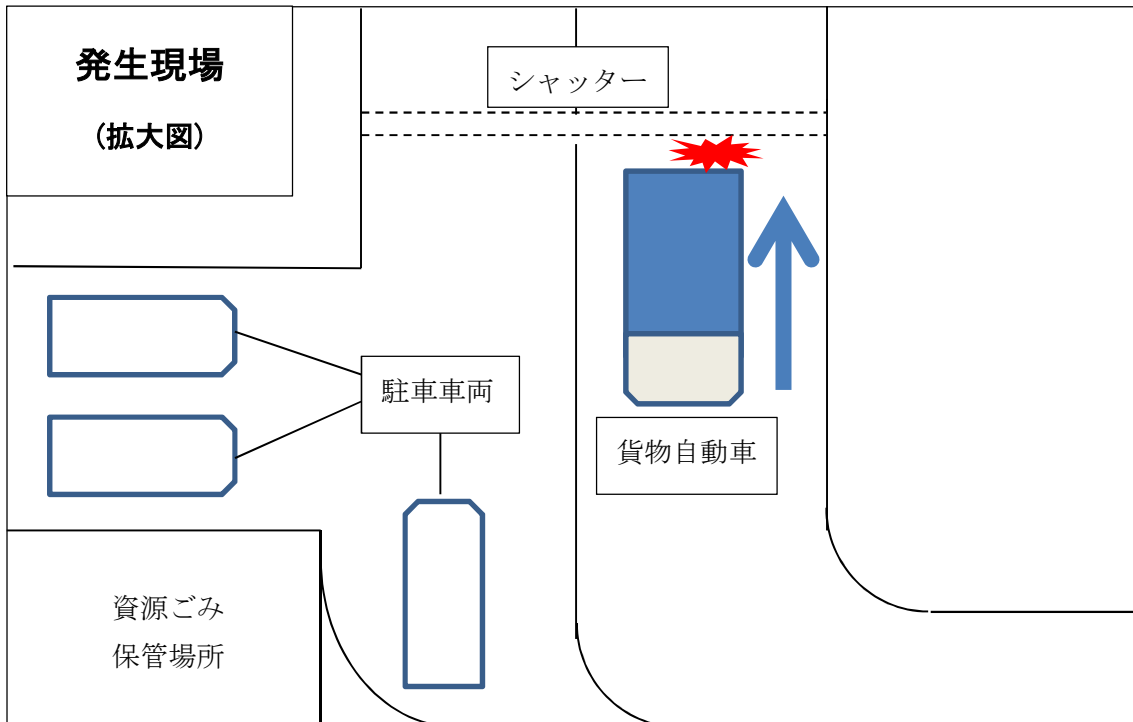
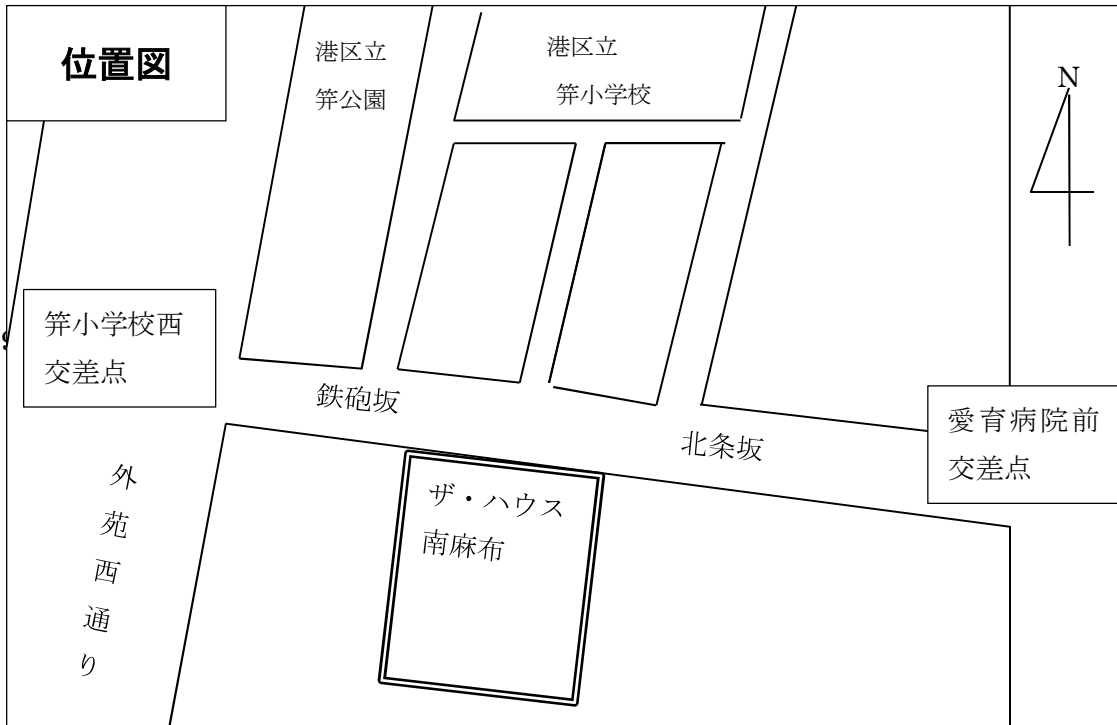
4 和解条項

- (1) 事業者及び従業員（以下「事業者等」という。）は、管理組合に対し、本件事故による損害賠償債務として、連帯して1,000万円の支払義務があることを認める。
- (2) 事業者等は、管理組合に対し、前項の金員を、連帯して、令和元年12月9日限り、管理組合指定の預金口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は事業者等の負担とする。

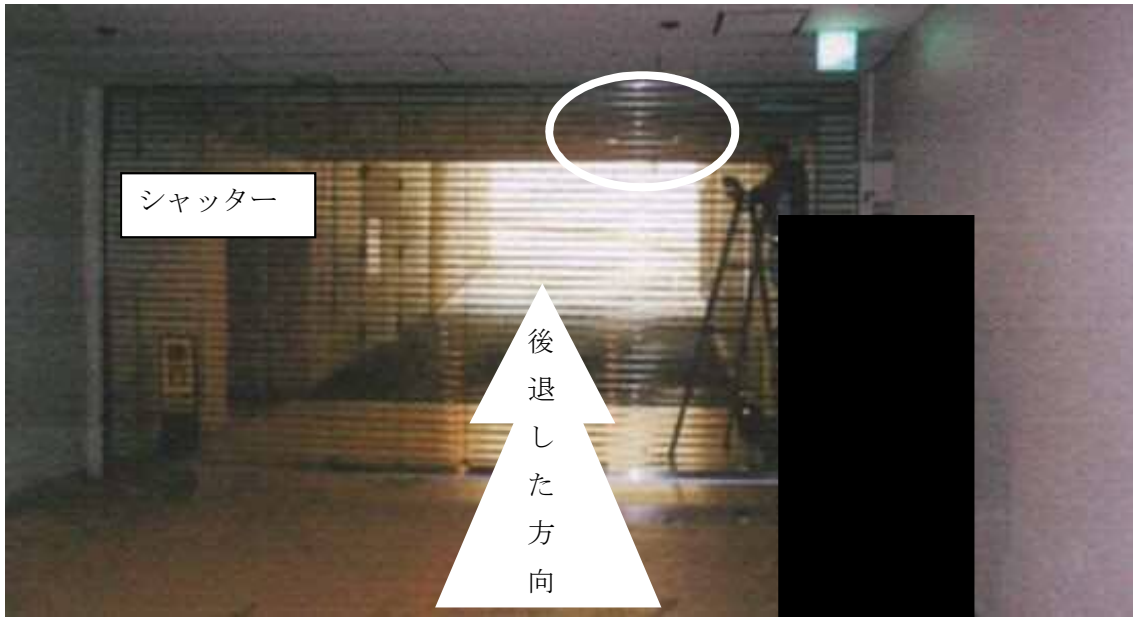
- (3) 管理組合は、事業者等に対するその余の請求及び区に対する請求をいずれも放棄する。
- (4) 管理組合、事業者等及び区は、管理組合と事業者等及び区との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

5 専決処分日（和解締結日）

令和元年11月8日



相手方建物：事故現場遠景（丸枠内が損傷部分）



相手方建物：シャッターの損傷状況（丸枠内が損傷部分）



区所有の同型車両：事故車両のイメージ



111016-10101117
 住所 東京都港区南麻布5-2-5
 サハウス南麻布管理事務所
 氏名 サハウス南麻布管理組合様

交通事故証明書

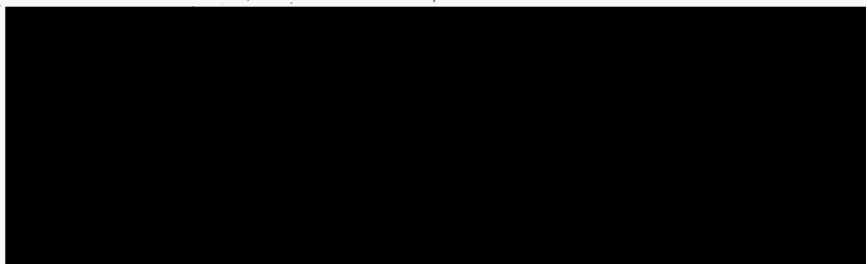
事故照会番号	麻布署 第5966号	用 ②	との続柄 本人	代理人								
発生日時	平成29年 4月17日 午前 8時36分ころ											
発生場所	東京都港区南麻布5丁目2番											
甲	住所	[Redacted]			備 考 甲・乙以外の当事者 無							
	フリガナ氏名	[Redacted]	生 年 月 日	男 (52歳)								
	車 種	事業用 中型貨物自動車	車 両 番 号	[Redacted]								
	自賠責保険関係	有り 東京海上日動火災	証明書番号	[Redacted]								
	事故時の状態	○ 運転・同乗(運転者氏名)・歩行・その他										
乙	住所	東京都港区南麻布5丁目2-5										
	フリガナ氏名	サハウス南麻布管理組合	生 年 月 日	(歳)								
	車 種		車 両 番 号	リングシャッター								
	自賠責保険関係		証明書番号									
	事故時の状態	○ 運転・同乗(運転者氏名)・歩行・その他()										
事故類型	車 両 相 互					車 両 単 独					踏 切	不 調 査 中
	人 対 車 両	正 面 衝 突	側 面 衝 突	追 突	接 触	追 突	そ の 他	転 倒	路 外 逸 脱	○ 衝 突		
上記の事項を確認したことを証明します。 なお、この証明は損害の種別とその程度、事故の原因、過失の有無とその程度を明らかにするものではありません。 平成 29年 7月 31日 自動車安全運転センター 東京都事務所長												
証明番号	038462	照会記録簿の種別	物件事故									

(別紙)

和解条項

- 1 被告三東運輸株式会社及び被告 [REDACTED] (以下「被告三東ら」という。) は、原告に対し、本件事故による損害賠償債務として、連帯して1000万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告三東らは、原告に対し、前項の金員を、連帯して、令和元年12月9日限り、原告指定の下記の銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被告三東らの負担とする。

記



- 3 原告は、被告三東らに対するその余の請求及び被告東京都港区に対する請求をいずれも放棄する。
- 4 原告及び被告らは、原告と各被告との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

以上